

「あるかもしれない」時を求めて—カナダ・モン トリアル在住国際結婚のケース・スタディ* (前編)

嘉本伊都子

要 旨

1991年のバブル経済崩壊後、海外における日本人の結婚のうち、日本人女性と外国人男性による婚姻は増加している。2003年では、7割弱が日本人女性と外国人男性の結婚である。1985年の国籍法改正は、日本人女性が産んだ子どもにも日本国籍選択の可能性をもたらした。この改正国籍法の変化が、日本人女性による子どもたちのエスニック・アイデンティティ継承への姿勢に影響をもたらしたのではないか、という視点の研究は皆無である。本研究は、1990年代にカナダで国際結婚をした日本人に、日本人としてのエスニック・アイデンティティをどのように子どもに継承しているのかを、エスニック・アイデンティティの継承の動きが見られるにもかかわらず、子どもによる日本国籍選択の可能性は低いことを示す。2005年3月にモントリアルにおいて実施したインタビュー調査を用い検証する。

キーワード：国際結婚、TCK (サード・カルチャー・キッズ)、国籍選択

はじめに

本学部嘉納もも助教授と共同研究「日系国際結婚家族の子女におけるエスニック・アイデンティティと国籍選択：TCK理論の観点からの分析」（研究者代表者嘉納）を始める端緒となったのは、国際結婚当事者でもあり、本学でエスニシティ論を担当する嘉納と国際結婚論を担当している嘉本の両者の関心が一致したことによる。

嘉納は、2002年にカナダのトロントにある「カエデ学院」（仮称）に通う多文化家庭の子どもエスニック文化継承をリサーチした。「カエデ学院」は、2001年6月までオンタリオ州政府に「継承語学校」（Heritage Language School）として認可されていたが、その後、政府の予算削減による政策変更から他のエスニック言語学校との合併話が持ち上がり、その年の9月から私立教育施設として運営されている。そこに通う「最年少学年（幼稚園1年生—4～5才児）において1995年では日本人家庭6に対して国際結婚家庭6であったのが、2003年では2対18という内訳であった」（嘉納 2003：92）と報告している。嘉納の課題設定は、エスニック・アイデンティティを保持するために必要な日本語ならびに日本文化というエスニック・リテン

* 平成17年度京都女子大学研究費助成「日系国際結婚家族における子女におけるエスニック・アイデンティティと国籍選択：TCK理論の観点からの分析」（研究代表者嘉納ももとの共同研究）の成果の一部である。

ションと、多文化家庭、国際結婚家庭内の人間関係のダイナミクスとの関係について明確にすることであった。

嘉納自身この「カエデ学院」に息子を通わせ、エスニック・アイデンティティの継承に努力していた経験がある。その努力を「親のエゴ」と言い切るが、本人の自覚はどうか、彼女自身が海外子女・帰国子女であり、幼少期から長期にわたって海外で生活してきた経験が、エスニシティへの関心ならびに日本文化、日本人というエスニック・アイデンティティへの関心へと導いていったと思われる。嘉納とともに、2004年12月に「カエデ学院」へインタビュー調査をし、さらに、池端ナーサリーへのインタビュー調査（嘉納・嘉本 2006）を実施するなかで、国際結婚をした日本人女性による、日本文化ならびに日本語のエスニック・リテンションへの熱意と関心の高まりを目の当たりにした。

国際結婚をした日本人女性の体験記を多く読んできた筆者は、1980年代、あるいはそれ以前に欧米系の男性と結婚し、海外に暮らす日本人女性の多くは、「カエデ学院」のような継承語学校（現在は私立教育施設）や、日本人駐在員家庭の子どもたちが通う日本語補習校に入れてまで日本語を継承させようとする傾向はないと認識していた。そのような教育機関を利用することなく、日本語の話される空間は、家庭に限られていた。家庭内で日本人母親と子ども間の言語が幼少期には日本語でも、学齢期になり、小学校も高学年になると子どもの英語力が日本人の母親のそれを凌駕することを嘆いていた日本人母親の体験記（例えばスタブス、1986：177-181、スタブス、1990：126-131）から、母親としての尊厳やアイデンティティのゆらぎに直面したケースが多い¹⁾。この変化は一体、何からくるのであろうか。

本稿は、嘉納との共同研究の一貫として、嘉本が担当したカナダ・モンリオール在住の国際結婚家庭への調査（2005年3月実施）を通して、日系国際結婚家族の子女におけるエスニック・アイデンティティと国籍選択との関連性を、TCK理論の観点から考察するものである。

I. 問題の所在—海外における国際結婚の増加と国籍選択

1. 国籍選択問題

1. 1. 日本人女性が出産した子の国籍—1985年国籍法改正

国際結婚の法制度上の変遷を考えるならば、日本人女性の国際結婚とその子どもたちに影響を与えた1985年の法改正が、日本人母親によるエスニック・リテンションへ動きを加速させたのではないのか。まず、1985年の国籍法改正への経緯と、国籍選択に関する先行研究を概観したい。

日本人女性が国際結婚をして、日本で子どもを産んでも、つい20年ほど前まで日本国籍を子どもに継承させることはできなかった。父の国籍が優先的に子どもに継承させる父系血統優先

1) 母親が居住地における外国人配偶者である場合、日本においても同様の傾向がある。

主義を戦後の国籍法は採用してきたからである。

遡れば、ナポレオン法典を模倣して1873年に施行された明治六年三月十四日太政官布告第一〇三号（通称、内外人民婚姻条規）にいきつく²⁾。大日本帝国の国籍法も基本的には、内外人民婚姻条規をうけついだ。西洋諸国においても、婚姻と同時に女性が、男性である夫の国籍へ自動的に変更になる夫婦国籍同一主義が主流であった。ヨーロッパ諸国では第一次世界大戦（1914-1918）を契機として、婚姻に妻の国籍変更の効果を認めず、夫婦相互の国籍の独立を認めようとする夫婦国籍独立主義が採用されるようになった（実方1932、溜池 1952、二宮1983）。日本においても、第一次世界大戦中の、1916（大正5）年に、夫の国籍取得を要件とする、つまり夫の国籍を取得した場合にのみ、日本国籍を失うことになった。夫の国籍に女性は従うものであると観念されていたといえよう。戦後、男女平等を謳った憲法が制定され、イエ制度を解体したとされる民法が施行され、戦後の国籍法においては、夫婦国籍独立主義、すなわち、国籍の異なる男女が婚姻しても、それぞれの国籍を維持できることが明確にされた。父系血統優先主義が1945年に敗戦してから実に40年の歳月を要して、ようやく1985年に国籍法における男女平等が確立したことからもわかるように、外国人男性と婚姻した日本人女性の子どもは、男であり、夫であり、父である外国人男性の所有であり、一方で、日本人男性と婚姻した外国人女性の子どもは当然日本国籍を得る、あるいは戸籍を引き継ぐ「日本人」として捉えられていた。一方、外国人男性に嫁いだ日本人女性は、戸籍から除外されることはなくなったが、自分の戸籍に、自分の子どもを入れることはできなかったのである。

以上の歴史を踏まえるならば、1985年1月1日に施行された「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第四十五号）」がいかに画期的であったかがわかる。男性の「血」が大切であるとする国籍法が改正されるきっかけとなったのは、1979年に国連が採択した婦人（女子）差別撤廃条約に、日本政府が80年に署名したからである。この婦人差別撤廃条約のおかげで、日本人女性は2つの恩恵を受けた。条約締結国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える必要にせまられ、それまで日本人の母親が生んだ子には日本国を譲ることができなかった父系血統優先主義の原則を変えざるをえなかったという事情がある。さらに、いわゆる男女雇用機会均等法が制定された。現在の憲法もそうであるように、男女平等に関する日本の法律は、内なるものから発したとよりは、「外圧」の影響により実現してきた。

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律の第14条1項、2項によれば、「外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなった時が二十歳に達する以前であるときは二十二歳に達するまでに、その時が二十歳に達した後であるときはその時から二年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない」さらに、「日本の国籍の選択は、外国の国籍を離脱することによるほかは、戸籍法の定めるところにより、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言をすることによつてする」とあるように、国際結婚の子どもたちは22

2) この成立過程については、拙著（2001）を参照のこと。

歳になるまでに国籍を選択しなくてはならなくなった。また「選択宣言」をする必要性は、重国籍防止の観点から定められたものである。法学者の中には、現行国籍法は違憲性が高いと指摘する研究者（奥田、1996など）もいるが、日本政府は二重国籍を認める姿勢はみせていない。

国際結婚をした当事者がつくる組織で、1985年国籍法改正に向けて貢献した「国際結婚を考える会」では、在日各国大使館への二重国籍についての調査を行うなど、その調査結果は『二重国籍』（国際結婚を考える会、1991）にまとめられている。同会は、現在でも「国籍選択制度の廃止を求める請願書」や「成人の重国籍容認を求める請願書」への署名をホーム・ページ上で呼びかけている³⁾。

1. 2. 国籍選択に関する先行研究

国際結婚をしたカップルから生まれた子どもたちの国籍選択に関する先行研究は非常に少ない。最初の研究は、1985年の国籍法改正にともない、植木他が新国籍法下における国際児の意識調査を行っている（植木他、1991）⁴⁾。近年では、竹田美知が「国際結婚を考える会」を通して、国際結婚から生まれた子どもの国籍選択とその影響要因を考察している。

植木論文と竹田論文の調査の概要を表1「植木調査（1991）と竹田調査（2005）の概要」にまとめた。竹田調査が日本国内在住の国際結婚から生まれた子を対象にしているのに対し、植木等は、属性のところでは述べられていないもののクロス表に基づく分析において、日本に居住しているものが55名、アメリカに居住しているものが22名であることがわかる（植木他、1991：137）。居住地別の人数に半数以上の開きがある上での比較であるが、興味深い結果が植木他論文の表8に示されているので、表2「国籍選択と国際児の居住国」として引用する。

表2「国籍選択と国際児の居住国」より、アメリカに暮らしている国際児は、国籍が二者択一の場合、誰も日本国籍を選ばなかった。アメリカ在住の国際児の母親の国籍を植木他論文の「表6 新国籍法に対する賛否・母親の国籍・国際児の居住国」（この表からは、合計人数は76人となり79人にはならない）から判断すると、日本国籍は12人、アメリカ国籍は9人合計21人である（植木他、1991：136）。つまり、日本国籍の母親であっても、父親の国アメリカに在住している場合は、日本国籍を選択しない傾向にあり、日本人父親でも、アメリカに在住している場合は、日本国籍を選択しない傾向にあった。

日本で暮らす子どもは、日本語を話す母親と英語を話す母親では、日本国籍を選択するのは前者が17人、後者が3人であり、母親が話す言語と国籍選択との関係が強いとされる。日本在住国際児のうち、英語を得意とする者はアメリカを、日本語を得意とするものは日本国籍を選択する傾向がある。しかし、日本在住国際児で母親の話す言葉が日本語であるにもかかわらず、アメリカを選択するものが11人、それは、本人の第一言語日本語11人と同数であるので、日本

3) 「国際結婚を考える会」HP は、<http://www.nnc.or.jp/~aikawa/>（2006年8月閲覧）

4) 「一次調査を終えて」という論文タイトルにあるが、その後、二次調査の結果が発表されたかどうかは不明である。

人の母親に育てられ、日本語が第一言語であっても、アメリカ国籍を選択する傾向があるといえよう（植木他、1991：138）。本人が話す言語が英語12人、母親の話す言葉が英語11人、という結果から、この11人は、母親がアメリカ人、父親が日本人で日本に在住していても、日本国籍は選ばない可能性がある。ここで注意すべきは、このサンプルの日本在住の大半が、「国際児がいるインターナショナル・スクールや、各種団体や、それに友人知人を通してアンケート用紙を配布した」（植木他、1991：134）点である。つまり、家庭と学校の環境ともに英語が強い傾向があるサンプルだということには留意する必要がある。

表1 植木調査（1991）と竹田調査（2005）の概要

	植木他 1991	竹田 2005
調査期間	1985年6月から1986年10月実施	2003年1月から2月実施
対象	日本人とアメリカ人に生まれた11歳から23歳まで国際児	「国際結婚を考える会」国内会員（328名）親票141票、子ども票75票 親子ペア票70票
方法	郵送法中心、一部留め置き法	郵送
有効回答	79	70
年齢	14歳から19歳に集中	7歳～12歳34.70%、13歳～15歳12.50%、16歳～18歳19.40%、19歳～22歳と23歳以上はそれぞれ1割弱
居住地	日本在住55名・アメリカ在住22名	日本在住のみ

植木他論文（1991）と竹田論文（2005）を参照しながら嘉本作成

表2 国籍選択と国際児の居住国

選択する国籍	居住国			計
	アメリカ	日本	その他	
日本	0	20	0	20
アメリカ	18	23	1	42
無回答・その他	4	12	1	17

植木他論文（1991）、137頁、表8「国籍選択と国際児の居住国」を引用

竹田は、植木他の研究を、「国籍選択の質問がどちらの国を選択するかという二者択一を迫った選択肢であったので、二重国籍選択という回答選択肢を選ぶことができなかった」（竹田、2005：5）ため、二重国籍選択者の意見は調査に反映されなかったと批判する。しかし、二重国籍選択は、「違法」になる現行法において、二重国籍選択を是としたいという気持ちはあっても、実際、法に触れるという観念があるならば、その選択肢を入れて3択にしなかった植木らの研究のほうが賢明なのではないか。

竹田の研究は、二重国籍選択とその二重国籍を選択させる要因を探っている。被調査者のうち34.7%が7歳から12歳という日本の制度では小学生である。ゆえに国籍選択の法律について知らない子どもが全体の37%を占めるのは自然なことであろう。7割の子どもが二重国籍を望み、「日本国籍だけを選択」と答えた子どもが5%にも満たず、「外国籍だけを選択」と答えた者が誰もいなかった。親と同居している可能性のある子どもは、小・中・高校生までとするならば、サンプルの8割を占める。将来をまだ決めかねるような状態であれば、なおさら二重国籍を選んでおくほうが無難であろう。二重国籍を子どもたちだけでなく、親を含め望むのは当然であり、むしろ、二重国籍を選択しない要因、どちらかを選択せざるをえない現行法下で、選択を強制された場合「どちらの国籍が、なぜ選ばれないのか」を検証する作業のほうが重要であったのではないだろうか。あるいは、20歳以上の、成人した国際結婚から生まれた子にアンケート対象者を絞り込んだほうが実態を明らかにする上でも意義深いものとなるだろう。

植木他の調査は、国籍法改正直後に行われたものであり、国際児の日本人母親は、1986年の男女雇用均等法施行以前に結婚している。一方、竹田の研究は、2003年であり、親の属性をみると、男15.8%、女84.3%で、回答者の国籍のうち日本は83.6%であり、母親の出身国は76%が日本である。つまり、回答者の多くが、日本人女性であることがわかる。年齢は35歳から39歳が22.3%と最も多く、学歴も大学、大学院卒をあわせると約65%となり（竹田、2005：7）、男女雇用機会均等法以降の日本国籍の母親を含んでいる。また、雇用形態が、「正社員で働いている者が29.8%と一番多い」とあるが、男性を含めた数値なのか、親全体の数値なのか不明確である。日本では専業主婦世帯（無業・パート）は減少しているが、共働き世帯は1990年から2000年の間、一貫して2割弱でしかない⁵⁾。国際結婚家庭でも日本人女性はパートもしくは無職の主婦化する女性が多いことが考えられる。

竹田論文は、『日本家政学雑誌』に掲載されている。しかし、国籍選択と家政学との間にもどのような関係があるのか明確にはなっていない。また、細かい独立変数による国籍選択に与える影響を考察しているにもかかわらず、家族社会学でよく使用される出生コーホートによる分析は見られなかった。

2. 海外における国際結婚の増加とカナダの新日本人女性移民

2. 1. 日本人女性の海外における国際結婚

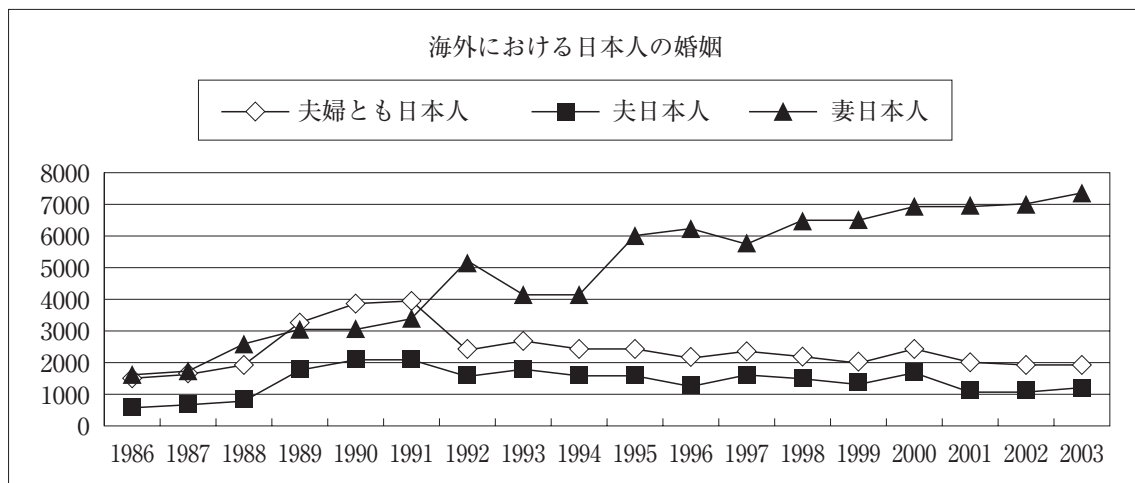
図1「海外における日本人の婚姻」から、特に、バブル経済が崩壊した1991年以降、海外における日本人の結婚は、日本人女性の国際結婚が最も多く、ついで夫婦とも日本人でのケースであり、日本国内においてバブル経済以降急増した日本人男性の国際結婚は、海外ではさほど急増していないことがわかる。1986年では1620件であった日本人女性の国際結婚は、バブル期

5) 『平成15年版 国民生活白書～デフレと生活―若年フリーターの現在（いま）～』「第3-1-4図 増える妻パート世帯と減少する共働き世帯・専業主婦世帯」参照。
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h15/honbun/index.html> (2006年8月閲覧)

の増加傾向よりもむしろバブル崩壊後の増加傾向のほうが顕著であり、2003年では7313件と4.5倍増加している。一方、日本人男性の国際結婚は、561件（1986年）から1191件と2倍の増加に留まっている。2104件と最も多かった1990年以降は減少しており、ピーク時のおよそ半数でしかない。また、同様に日本人どうしの海外における婚姻も1991年の3932件をピークに減少傾向にある。

海外における日本人の婚姻を100%とすると、2003年では日本人女性の国際結婚が69.9%と7割弱を占め、夫婦ともに日本人の場合が18.7%、日本人男性の国際結婚が11.4%となり、海外への日本人女性の流出の結果と見ることができる。

図1 海外における日本人の婚姻



厚生労働省統計情報部 保管表「海外における日本人—婚姻」各年度より嘉本作成

2. 2. カナダの新日本人女性移民とワーキング・ホリデー制度

なぜ日本人女性は海外に流出するのであろうか。本研究の調査地として選んだカナダへ、1990年以降25歳から34歳の独身日本人女性がカナダへ新移住していることについて調査したオードリー・コバヤシは、「ジェンダー問題〈切り抜け〉としての移民」（コバヤシ、2003）として、論じている。カナダに新移民として入国する日本人の実に3分の2が女性である。その特徴は、1960年代から1980年代に来た女性は29歳前後が、移民時の平均年齢であり、その頃、カナダでは、日本からの女性移住者は「フルーツケーキ」と呼ばれ、コバヤシはその意味を「歳は少しいっているが、まだ十分おいしい」と解釈している（同論文：229-30）。その頃の女性は、高学歴で、カナダに修士号や博士号など学位を取得しようとしており、ごく少数の例外を除いて圧倒的に非日系カナダ人と結婚していた。1960年から1980年代の日本人女性には、「その時期の日本では、結婚した後、あるいは子どもを産んだ後、家庭に入ることは当然だと考えられていた」（同論文：232）から、留学生としてカナダで勉強をし、キャリア志向であったと述べる。一方、1990年以降の移民は、ほとんどがワーキング・ホリデー・ビザでやって来

ており、社会・経済的な背景が以前よりも少し低階層になっていると指摘している。

社団法人日本ワーキング・ホリデー協会のホーム・ページ⁶⁾によると、日本とカナダ間のワーキング・ホリデー制度は、1986年から始まっている。1990年に3000件のワーキング・ホリデー・ビザが日本人に対して発給されており、2003年では5000件を超えた。反対にカナダ人が日本へくるためのワーキング・ホリデー・ビザ発給数は、1990年代初頭に1000件を若干超えたものの、2000年代に入ると1000件を下回っており、日本への流入よりも、カナダへの流出のほうが4から5倍も多い。しかも、ワーキング・ホリデー制度を利用できる年齢が、18歳から30歳までと制限があるため、この制度は、死語とはなった感はあるが「結婚適齢期」の日本人女性の海外流出を促進していることになる。

コバヤシはフォーカス・グループとしてカナダの新移住日本人女性にアプローチをするメリットとして「女性が集まって話をしはじめると、自分たちの本音を話すことができるという点にある」（同論文：235）とし、カナダに来る本音として、「日本文化では“女の子はこうでなければならない”ということがあまりにも多く、窮屈だった。こちらはとても自由である」（同論文：233）という「女の子」に関する神話を彼女たちがあげたと報告している。

コバヤシの研究は、国籍選択については言及はないが、なぜ日本人女性が海外とくに西洋諸国に流出するのか、示唆的である。日本人移民に見られる顕著な性別の偏りは、1990年代以降も女性の割合がのびており、アジアの主要国からの移民と比較すると、女性が多いという傾向は「台湾にはみられないがベトナムにはっきりとみられ、韓国にもわずかながらみられる」（同論文：237）という。推測の域は出ないとしながらも、日本だけではなく他の東アジア諸国でも、若い女性で比較的高学歴、そして高い意欲をもっている人がカナダに来ているのではないかと述べている。

なぜ、高学歴女性が流出するのか、日本に限定して考えてみたい。

2. 3. 移民の女性化と再生産労働

前述したように、1985年、86年は、日本人女性にとって大きな転換点となった法律が成立、施行された年である。

国籍選択の問題は、1985年の国籍法改正（1986年施行）により、日本人女性が国際結婚をし、日本人女性が産んだ子どもにも国籍選択の可能性が生まれた。1985年に勤労婦人福祉法の改正法として「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」という名称で成立した法律がある。1999年に大幅な改正をしたが、一般には男女雇用機会均等法として定着をしている。これにより、日本人女性にも「男並み」の仕事ができる可能性が拡大したわけであるが、あくまでも「機会」であって、すべての女性がその「機会」を利用したわけではない。

6) 社団法人日本ワーキング・ホリデー協会のホーム・ページ <http://www.jawhm.or.jp/jp/index.html> (2006年8月閲覧)。

1960年から1980年代に新移民としてカナダに来た日本人女性は、高学歴でありながら、86年施行の男女雇用機会均等法の恩恵を受けていない。そのコーホートの日本人女性には一部の専門職を除いては、キャリアを継続する環境はほとんど整っていなかった。

一方、1990年代以降は、キャリア継続の意思があれば、キャリアを形成できたはずである。しかしながら、コバヤシによれば90年代以降は、日本人女性移民は、平均年齢と社会・経済的背景が下がったというが、その理由は明確にされていない。日本人女性の移民が増加した1990年代は、91年のバブル経済の崩壊後、さらに大卒女性にとって氷河期といわれる就職機会の減少に直面した時期と重なっている。派遣社員や、フリーターの増加も「失われた10年」とされる90年代に進行し、女性だけでなく男女ともに若年層の就労環境が変化した時期であったことを考慮する必要があるだろう。

平成不況期におけるワーキング・ホリデー制度を利用する若者の増加は、閉塞感のある日本からの「脱出」を意味しており、休暇であれば、帰国を余儀なくされるが、日本への帰国に魅力を感じない場合は、ワーキング・ホリデー先へ留まろうとする。期限付きのホリデーから、より確かな現地でのステータスを得ようとするならば、道は二つに分かれる。一つは、「ワーキング」を生かす方向で、キャリア形成の方向へとステータス転換を図ろうとする道。もう一つは、合法的に婚姻し、配偶者ビザを得る道である。

関陽子は、「ワーキング・ホリデー利用者の知られざる実状」として、彼女自身がカナダで体験した、ワーキング・ホリデーを利用した日本人女性のあまりにも軽率な、現地の男性との交際から窮地に立たされたエピソードを紹介した後、「ワーキング・ホリデーをお見合いツアーと混同するような考えには反対である」としている。関は、ワーキング・ホリデー制度を利用して海外に住んでみようとする人たちの情報交換の場に、《ワーホリネット》というウェブ・サイト⁷⁾があり「よく寄せられる質問」に「ワーホリに行って国際結婚をしたいと思っているのですが」とあることに注目する。その回答が、「結婚相手を探しにワーホリに出かける事は一つの人生の選択だと思います。しかしながら言葉・文化・生活習慣・生活環境などあらゆる事が日本での日常と異なります。慎重に、そして真の意味でのパートナーを見つけられるように努力して下さい」であり、それだけではなく「自分の身を守るだけの語学力」が必要であると付け加えるべきだと述べている（関、2001：166-170）。

つまり、語学力が不十分でもワーキング・ホリデー制度は利用可能であるということであり、そのような語学力で、現地で短期間のうちにキャリア形成は困難を予想される。そもそも、キャリア形成のためであれば、正規の留学を考えるであろう。キャリア形成をすることは望めないとなると、結婚を意識する年齢であれば、女性の場合、現地男性との結婚によって「ジェンダー問題〈切り抜け〉としての移民」へとステータスを変化させるほうが主流になると考えられるのである。なぜなら、日本での男女雇用機会均等法で保障されるようなキャリアを捨て

7) ワーキングホリデーネットワークのホーム・ページには国際結婚掲示版もある。<http://workingholiday-net.com> (2006年8月閲覧)

てまでワーキング・ホリデー制度を選択する可能性は低く、それゆえに、コバヤシの考察するように、若干社会・経済的背景が90年代移民の場合、低くなると考えられるのである。

一方で、日本にとどまらざるを得ない大多数の日本人女性は、1990年代以降、晩婚化・未婚化し、1・57ショックといわれた1989年の合計特殊出生率はさらに低下する方向で、「ジェンダー問題〈切り抜け〉」できない日本人女性の静かなる革命が同時進行していったと解釈できる。

このように、移住者が女性化するとどのような帰結をもたらすであろうか。移住先での結婚の増加は、出産・育児という再生産労働を移住女性が担うことを意味する。

4. 問題の所在と課題の設定

コバヤシの観察のように、1990年代以降のカナダに流入する日本人女性移民の特徴が「日本では結婚できなかったが、カナダに来て結婚したいという、つまりキャリア志向ではなく結婚志向であることが強調されている」(コバヤシ、2003:232)のであれば、子どもを産んだ後、キャリアを継続することなく主婦化する傾向があると考えられる。

マリア・ミースが、『国際分業と女性 進行する主婦化』(1986=1997)で明らかにしたように、19世紀的国際分業が植民地の男女を搾取することによって、植民地を支配した側の国の女性が主婦化した。しかし、第二次世界大戦後、植民地から独立した国々の女性は、旧宗主国へ移民し、再生産労働に従事することによって旧宗主国の女性たちを主婦というステータスから、キャリア継続へと駆り立てることができた。西洋諸国への1980年代以降のアジア地域からの人の流れは、特に移民の女性化、あるいは移住労働者の女性化 (feminization of migration) している事が指摘されてきた (たとえば、久場1994、伊藤1995、伊豫谷2001、小ヶ谷2001など)。アジア人女性として日本人女性も90年代に入って移民の女性化を促進してきたといえるであろう。

日本国内に流入するのはアジア系の女性、日本国外に流出するのは、日本人女性という傾向の延長線上に、日本国内で国際結婚をしているのは日本人男性、日本国外で国際結婚をしているのは日本人女性という現象が定着しつつある。日本政府は、アジアの女性に対して、興行というセックス産業と深い関連があるビザと、日本人男性の配偶者というセクシュアリティを媒介としたビザを許可しているという入国管理体制を敷いている。一方、ワーキング・ホリデーという一見、セクシュアリティとは無縁であるように見える制度が、結果として日本人女性の国際結婚増加を促進している。日本政府によるこれらの制度は、移民の女性化を促進している。日本政府による日本人女性・アジア諸国出身双方の女性へのまなざしに、リスペクトは感じられない。

女性が国際移動していくなかで、西欧諸国では家事労働、育児、介護という女性が伝統的に担ってきた再生産労働を女性移民が引き受ける。少子化が進む日本では、結婚・出産という「国民の再生産労働」をも、日本人を含むアジア人女性が引き受けていることになる。再生産された子どもたちがどの国籍を選択するかは、日本を含め、少子化が急激に進行している台湾、

韓国がほぼ同時に直面している問題でもある。

1990年代以降、国内では日本人女性の合計特殊出生率は低下の一途をたどる。一方、海外における日本人女性の国際結婚の増加は、海外では日本人女性による「再生産」が高まっているということに他ならない。それは、日本国籍が選択可能な「日本国民予備軍」の増加でもある。しかしながら、植木他の研究でも明らかなように、国籍選択制度を85年に制定したとはいえ、欧米系の父親をもち、日本人の母親に育てられた子どもでもアメリカに居住している限りにおいては、日本の国籍を選択する可能性は皆無に近いという結果であった。その後の研究に、日本人女性の出生コーホート別の、子どもに対する国籍選択の意識が変化したかどうかは、いまだ検証されていない。

非日本人配偶者である親の国が英語圏であり、その滞在のほうが、日本滞在よりも長期にわたる可能性が高い状況が続くようであれば、子どもの第一言語が英語となり、マイノリティ言語であるがゆえに、困難をとまなうであろう日本語あるいは日本文化のエスニック・リテンションはさらに難しくなると予想される。

だが一方で国際結婚家庭の増加に伴い、英語圏においても日本語を継承し、維持していこうとする動きは高まっている。北米でありながら、モントリオールというカナダにおいてもマイノリティ言語であるフランス語が公用語であるという地域において、日本語のエスニック・リテンションに熱心で、しかも「実践」を継続している国際結婚家庭は、英語圏で「実践」する場合と比較するとリテンションへの努力の「正当化」はかなり意識的になされているはずである。なぜなら、エスニック・アイデンティティを継承するために、日本語補習校など継承言語教育機関に子どもたちを長期にわたって通わせることは、経済的にはもちろん、家族や親族の理解と協力という「家族資本」が必要とされることがわかっているからだ（宮島1999、竹ノ下2003、関口2003など）。

リテンションの努力の「正当化」の理由の一つは、子どもが将来日本国籍を選択することを強く意識しているからではないか、という仮説をたてることができる。逆に、国籍法改正後20年を経た現在でも植木他論文と同様の国籍選択の意識が「日本国籍を選択しない」ままであるならば、子どもへの日本語継承に積極的に関与しながらも、なぜ、日本国籍という選択に対して消極的であるかその要因をさぐる必要がある。逆に日本国籍選択に対して、消極的だとするならば、なぜ、エスニック・リテンションに積極的であるのかを明らかにする必要があるだろう。二重国籍を前提とすべきであるという意識は、国際結婚家庭の場合、妥当な意見であるように、両親のどちらかが日本人であるがゆえに、日本語の継承をしようとするリテンションの意識が、高いのは、当然である。それらを踏まえたうえで、日本国籍選択への意識とリテンションへの意識のずれ、あるいは一致を明らかにすることが本研究の課題である。

竹田が明らかにしようとした日本における二重国籍選択の要因を問うよりは、むしろ、国籍を選ばざるを得ない場合、なぜ、選ばないのかを決める要因のほうが重要であるということだ。それは、日本国内よりもむしろ、英語圏における英語圏に在住の国際結婚カップルに対して二

重国籍選択要因ではなく、どちらか二者択一に迫られた場合、なぜ、どちらを選ぶかが重要なのである。さらに突き詰めて言えば、「なぜ日本は選ばれないのか」という理由を明確にすることこそが、少子・高齢化社会を迎える現代日本にとって重要な課題であるといえよう。

Ⅱ. 調査の概要

1. 調査期間と被調査者

2005年3月18日から21日の間、カナダ国ケベック州モンリオール市において、国際結婚家庭ならびに日本人駐在員家庭の日本人配偶者にインタビュー調査を行った。被調査者は、一人の男性を除いて、すべて日本人女性である。

『国際結婚〈危険な話〉』の著者でもある関陽子⁸⁾さんに調査協力をお願いし、2名の被調査者の自宅（それぞれ1時間半、約2時間）、調査協力者の自宅にて2名の被調査者（それぞれ2時間弱）、筆者宿泊先のホテルに3名の被調査者（約3時間）、モンリオール日本語補習校では、3月19日が終業式・修了式の日であったため、保護者も参加する授業に参加観察、お昼の時間を利用してインタビューを実施（国際結婚をした日本人女性5名、国際結婚をしている日本人男性1名、日本人駐在員の妻3名）し、終業式・修了式も見学させていただいた。

調査の方法

フェース・シートとして、0歳からの教育・キャリア経験、海外経験、結婚・出産のコラムをそれぞれもうけ、被調査者自身に記入してもらった。さらに、配偶者のエスニック・バックグラウンド、子どもと母親との言語状況、子どもと父親との言語状況、きょうだい間の言語状況、夫婦間の言語状況、子どもの学校環境と使用言語、エスニック文化保持の考え方と国籍選択についてインタビュー調査を行った。複数の被調査者がいる場合は、話の流れを無理に断ち切ることなく、「語り」を重視した。よって、構造化されたインタビューではなく、座談会に近い。

2. 被調査者と子どもたちを取り巻く環境

2. 1. 現地校—英語系の学校とフランス語系の学校—

モンリオールは、カナダのケベック州に属し、公用語はフランス語である。州都はケベック市であり行政機関が集中する。一方、モンリオールはケベック州最大都市である。カナダ連邦政府からの独立の動きもあり、近年では1995年の住民投票は、賛成、反対とも僅差で独立が否決された。カナダ全体でもそうであるが、特にケベック州では、歴史的経緯から、多文化主義を教育でも取り入れている。公立学校も英語主体とフランス語主体の学校があるが、学校の方針によっては、英語主体の学校でも、フランス語がイマージョンとして入っていることが多い。親が英語圏の学校をでている場合のみ、英語主体の学校に入ることもできるが、移民は、

8) 短期の調査期間で、本調査が可能となったのも関陽子氏による全面的な協力のおかげである。調査に協力をしてくださったすべての方と関氏にお礼を申し上げます。

フランス語人口を増やす必要から、基本的にフランス語主体の学校に入れられることが多いようである。カナダ全体からみれば、フランス語はマイノリティ言語の一つであり、マイノリティ言語の尊重・継承という意味では、トロントなどの英語圏とはまた異なる意識を持っているといえよう。

2. 2. 日本語教育機関

2. 2. 1. 海外子女の日本語教育機関

『文部科学白書（平成17年度）』によれば、平成17年4月現在、海外に在留している義務教育段階の子どもの数は5万5,566人であり、モンリオール日本語補習校のような、現他校、国際学校などに通学している日本人の子どもに対し、土曜日や放課後などを利用して日本国内の小・中学校の一部の教科について授業を行う教育施設は、185校（平成17年4月15日現在）あるという。北米に多いのはこの補習校タイプである。

一方、アジアでは、国内の小・中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の教育施設である日本人学校が主流である。一般に、現地の日本人会などが設置主体となって設立され、日本人会や保護者の代表などからなる学校運営委員会によって運営されており、85校（平成17年4月15日現在）あるという。さらに日本人国民を再生産するための海外の教育機関として、国内の学校法人などが母体となり、国内の学校教育と同等の教育を行うことを目的として、設置された全日制の教育施設である私立在外教育施設がある。慶応のニューヨーク校など、一般に国内の学校と連携を図りつつ、教育を行っている私立在外教育施設は、12校（平成17年4月15日現在『文部科学白書（平成17年度）』375頁）あるという。つまり、補習校は、日本の義務教育、すなわち中学生までしか通うことができない。

日本語教育機関も、アジアなど、全日制の日本人学校が主体で、日本語補習校もあるような地域では日本語補習校の役割が異なる。日本語補習校における国際結婚家庭ならびに子どもたちの調査は、インドネシアのバリ島におけるバリ日本語補習校を1990年代からフィールドをしている鈴木一代の一連の研究（鈴木1992～2004）がある。日本人駐在員の家庭の子どもたちは、全日制の日本人学校に通っているという点には言及がないが、バリ日本語補習校と、モンリオール日本語補習校では、名前は似ているがその地域社会の教育のオプションという点からすると単純に比較することはできない。なぜなら、インドネシアには、全日制の日本人学校には、ジャカルタ日本人学校、スラバヤ日本人学校、バンドン日本人学校がある。バリ島の場合は、日本人学校はなく、鈴木によれば、バリ日本語補習授業校は、日本人会の下部組織であり、1990年に開校され、同年9月には幼稚部も増設された。日系国際児童の急増とともに、1993年からは、普通学級（海外勤務者の子どもたちのためのクラス）と国際学級（国際児のためのクラス）に分けられた。2002年2月現在、幼稚部82人、小学部・中学部76人、合計158人の日本人及び日系国際児が在籍している。両親が日本人の子どもは数人に過ぎず、日系国際児がほと

んどを占めている（鈴木、2004：45）⁹⁾ ところもある。

2. 2. 2. モントリオール日本語補習校

モントリオール日本語補習校のホーム・ページ¹⁰⁾によれば、授業は土曜日朝9時から午後の15時半までで、3学期制をとっている。授業50分毎に休憩10分、昼休み50分をとっている。現地校に合わせて、一学期は6月中旬で終了するなど、若干日本の学校暦とは異なる。科目は、小学生1から2年は国語、算数、生活科、小学生3から6年そして中学生は、国語、算数、理科、社会の4科目である。創立は1972年で、1999年から現在のトラファルガ女子校と賃貸契約がかわされている。2005年4月2日現在の児童・生徒数は合計65人であるが、小学1年から小学4年まで、一クラス平均約10名である。しかし、学年があがるにつれ、在籍する児童・生徒数は少なくなる傾向にある。教職員は、それぞれの学年に担当者がいて、合計9名である（派遣職員はいない）。授業料は、2005年現在年間授業料は、商工会会員子女が1000ドル、非商工会会員子女が1400ドルである。学校運営経費については、日本政府からも補助を受けている。

保護者には、当番制度という持ち回りの制度があり、受付や会計、掃除など、積極的に補習校の運営にかかわる必要がある。

2. 2. 3. モントリオール日本語センター

モントリオール日本語センターのホーム・ページ¹¹⁾によると、同センターは、1976年、継承語としての日本語教育を通して、子どもたちに日本人としてのアイデンティティーを残したいと切望する父兄の有志によって創立された、民間の非営利日本語教育機関である。日本語センターは3歳児からの幼児教育からあり、幼児部、児童部、そして成人クラスとして、日本語初級、中級、上級がある。児童部では、平仮名、カタカナ、文章の読み書きと理解。高学年では、日本に対する身近な関心や話題などを通し、より日本についての知識や認識を高める。児童部の欄に（中学生から、選抜で日本体験学習ホームステイのチャンスもあり）とあることから、中学生までが対象のようである。土曜日の午前10時から12時の2時間で、前期9月から1月、後期1月後半から5月下旬の二学期制で、授業料は子供クラスが、各学期150ドル、成人クラスが各学期180ドルで、1家族に複数の生徒がいる場合、2人目より授業料30ドルの割引がある。登録料は、1家族単位で年間10ドル、教材としては、運営管理費として各学期10ドルとなっている。

9) 鈴木の研究は、長期にわたっているがコーホート分析の点で曖昧な点が多く、本研究との比較は保留する。

10) モントリオール日本語補習校ホーム・ページ <http://www.geocities.com/mtljpschool/index.htm> (2006年8月閲覧) 2006年9月20日引用許可。

11) モントリオール日本語センターホーム・ページ <http://www.mjlc.qc.ca/homejp.html> (2006年8月閲覧)

2. 3. 家庭内言語

被調査者と子どもたちを取り巻く言語環境としては、公用語としてのフランス語、学齢期になると、フランス語主体の学校、英語主体の学校などがある。学齢期前は、デイ・ケアと呼ばれる、日本の保育園・幼稚園に近いものがある。デイ・ケアはフランス語で行われるものが多いようであった。

被調査者の家庭内言語は、夫がフレンチ・カナディアンとよばれるフランス語系のカナダ人か、英語系のカナダ人かによって異なる。夫がフレンチ・カナディアンでも、夫婦の会話は英語、日本人母と子どもの会話は日本語、きょうだい間はフランス語、夫と子どもはフランス語である場合もある。フレンチ・カナディアンの夫が英語が得意でない場合は、妻のほうが、当初英語でもフランス語へと切り替えていく。日本人妻がフランス語ができない場合は、英語で会話をすることが多い。英語系カナダ人の場合は、夫婦間は英語である。英語系のカナディアンでもフランス語系の学校出身の場合もあり、その場合子どもはフランス語系に通う。現地校の宿題は、非日本人配偶者のほうが面倒をみることが多いようだ。また、日本人配偶者の外国語能力が高ければ、高いほど、家庭内の言葉は、夫婦間の言葉が子どもとの会話にも次第に使われることが多い。それを意識して、子どものフランス語は完全に理解しているにもかかわらず、子どもに返事をするときは、日本語で通す母親もいる。家庭内の言語が、日本語以外に統一されれば、されるほど、日本語のリテンションは難しくなる傾向にあった。

被調査者の子どもたちをとりまく家庭内言語は、バイリンガル状況よりも複雑であり、言語教育を専門としない筆者はこれ以上の考察は控えるが、日本語・英語のバイリンガルの研究では山本雅代他の一連の研究があることを付け加えておく。

Ⅲ. インタビュー調査

被調査者は、1990年代に結婚をしており、インタビューした日時にかかわらず、次のようにグルーピングができる。

第1グループは、日本語補習校に子どもを通わせていない国際結婚家庭のグループである。1970～1974年出生コーホートにあたる30代前半の2名は、2000年代に入ってから結婚で、子どもが3歳から4歳と学齢期に達していない。日本語センターに通わせている母親と、日本語センターにも通わせていないという母親がいる。1人は、30代なかばの女性で、子どもは学齢期に達しているものの、事情により日本語補習校に通っていない。

第2グループは、エスニック・リテンションを強く志向し、モントリオール日本語補習校に子どもを通わせているグループである。国際結婚家庭と日本人家庭に分けられるが、日本人駐在員の妻は、全員40歳代前半で、第1子が同じ学年に属している。国際結婚をしている日本人女性は、全員が1990年代に結婚している。

以下、グループ別にインタビュー調査の記述と考察をしていく。

1. 日本語補習校へ通わせていないケース

日本語補習校に子どもを何らかの理由で通わせていない親についてケース・スタディをした。日本語補習校に通わせていない理由は、ケース1は、子どもがまだ就学年齢に達していないため、日本語補習校には通っていないが、日本語センターには通っているケース。ケース2は、就学年齢には達しているものの、夫の前の結婚の子どもと毎週土曜日に会うため、2時間の日本語センターなら行くことができるが、土曜日のスケジュールを、朝9時から午後3時半まで日本語補習校にあてることは困難であるケース。ケース3は、就学年齢に長子は達していないが、すでに自分の意思で日本語センターにも日本語補習校にも行かないと決めているケースである。

ケース1：学齢期に達していないケース

今回インタビューした中で最年少のHさんは、2000年に結婚したばかりである。短大を出て、生花店に勤務しながら、20歳前半から度々、カナダ旅行をしていた。高校時代のJETの先生がカナダ人であったことから、カナダに関心があったという。20代後半で結婚、出産、4歳になる長女は、2004年の9月から日本語センターに通っているという。2005年8月出産予定の子どもがおなかのなかにいる、という状態でのインタビューであった。フランス系カナダ人のご主人とは最初英語で会話をしていたが、今ではフランス語で会話をするようになった。父親と子どもはフランス語で、母親と子どもは日本語が主であったが、最近はフランス語になる傾向がでてきたという。2004年の春に日本に3歳の娘を連れて一時帰国し、祖父母が日本語でなければ理解できないので、日本語で話すと、娘は「通じた。良かった。」と思うらしく、この一時帰国後は、娘もなるべく日本語で話そうと気をつけているという。帰国できない年は日本の両親にカナダに来てもらうそうだ。夫は、日本語で母子が話すとわからないのはさみしい、すこしでも理解したいという思いから日本語センターに通い、日本語を勉強し、娘と「二人で今頑張ってる」いる。

日本人の母親が大学時代にフランス語を習得しているなどの例外を除くと、夫婦の会話は最初、英語である場合が多く、滞在年とともにフランス語になっていくようだ。子どものフランス語が語りかけるフランス語を完全に理解しながら、あえて、日本語で話す母親と、Hさんのケースのように、フランス語になっていくケースもある。日本人母親の場合でも、フランス語で会話をしていくことに慣れても、子どもに日本語で話し続けることのほうが、強い意思と忍耐力がいる。子どもが学齢期に達していない時期に、成人クラスもある日本語センターに非日本人配偶者である父親が日本語を学びに行くケースは、他のケースにも見られた。問題は、成人してからの外国語習得を、どこまで継続できるかである。特に、カナダ在住の場合は、日本語の必要性は、日本人配偶者が英語やフランス語を習得しなければならない状況よりも、家庭内という限定的な空間で、学齢期に達し、子どもが地元の学校に通い、きょうだい間でもカナダ人親の言葉を話すようになれば、日本人配偶者のほうが、パートナーと子どもたちの会話を理解しづらくなる。きょうだい間で現地語が強くなる学齢期の国際結婚家庭が周囲にいない場

合、あまり日本語のリテンションの困難に対しての心配は、強くないようであった。また、Hさんの日本の親は、Hさんが日本へ帰国できない場合は、カナダへ来てくれるなど、孫の日本語維持には協力的であり、家族資本がある階層出身であることがうかがえた。

ケース2：事情により補習校へ通えないケース

Kさんは、アメリカに高校留学を1年した経験がある。大学院を中退し、翻訳や通訳の仕事をしてきた経験をもつ。20歳代後半で結婚し、現在30歳代前半の男女雇用機会均等法第一世代である。息子は3歳から日本語センターに通っているが、インタビュー当時6歳と学齢期に達したが、日本語補習校にはいけないという事情がある。それは、夫の前の子ども、息子からすると異母兄弟と毎週土曜日に会うことになっているからである。異母兄弟といっても、離婚、再婚が多い北米では、特別なことではなく、幼いときから遊びにきているので日本語は全く理解していないにもかかわらず、たとえばギューニュウ（牛乳）などの「発音はおにいちゃんの方がよい」そうだ。ケース1のHさんとは異なり、夫が日本へは行かせてくれないのだという。夫方の親族の中で、フランス語の話せない南米出身の女性と結婚した人がいるため、Kさんが「私フランス語勉強します」と宣言したとき、親族はほっとした様子であったと語る。母子は日本語で会話する。日本語を理解しない夫は、Hさんの夫のように、日本語センターには通っていない。「やるやるって、一度機会を逃すと、もう始められなくて」と、タイミングを逃したようだ。「うちの場合特に、夫がフランス語をちゃんとやっておきたいというのがあるから、そのために、ここにいるから、もし何かあって夫が死んでも、子どもが大きくなるまでは、そのために私は多分ここにいなきゃいけないというのはあるかな」と語る。しかし、息子が日本に帰るといっているのであれば、「私は息子についていく」と半分冗談まじりに顔がほころんだ。夫よりも子どもですかと確認すると「それはもちろん」という答えであった。カナダ人の子どもは、世界に出て行く子どもが多いので、「私たちの子どもだったら、もしかしたら、日本に行って」という期待が、あるようだった。「女は三界に家なし」という日本人の「美德」は、国際結婚をするヤマトナデシコ¹²⁾にこそ宿っているようであった。

カナダにおいて、フランス語はマイノリティー言語である。親族の反応からもわかるように、フランス語をしっかりと定着させなければ、マジョリティー言語の英語に流されてしまうという思いがある。英語については、あえて努力しなくても覚えていくものと認識され、日本語は、誰かが教育しなければ、どうにもならないものとして位置づけられている。Kさんの場合、日本語補習校に子どもを通わせる保護者ほど、強く日本語をとという姿勢はあまり感じられなかった。

ケース3：日本人母親が家庭内でのみ教育をするというケース

Uさんは大学時代留学先のイギリスで、英語系カナダ人の夫と出会う。日本の大学院で教職

12) 大阪外国語大学助教授の夏目幸子は、『日仏カップル事情—日本女性はなぜモテる？』（光文社、2005）の中で「ヤマトナデシコ」は日本よりも海外で、著書の文脈でいうならばフランス人男性の頭の中でリアリティーを持っていると述べているが、フランス語系のカナダ人にパートナーとして選ばれた日本人女性は、現実に「ヤマトナデシコ」である可能性がある。

を目指していたが、2000年ごろ語学留学にカナダに来た際、イギリスで出会った夫と結婚し、3歳の長女とまだ乳幼児の息子（5ヵ月）がいる。国際結婚をしている日本人女性の知り合いは、彼女を紹介してくださった方と、近所に住んでいた方の2人で、近所に住んでいたレバノン人と結婚した日本人女性は、モンリオールの別の地区に家を買って転居したため、1年に1度会うか会わないかだという。その日本人女性は、子どもの日本語ということに頓着しないタイプであったという。デイ・ケアに入れるとフランス語が強くなるので、入れていないという。子どもたちの日本語・日本文化の継承を、センター等、教育機関に依存しない理由を次のように語った。

今の段階で、分かんないけど。決めたのは、日本語を、要するに車がないので、モンリオールにある補習校とか、日本語学校とかいくパワーがないんですよ、私は。公共交通機関とか、タクシーっていうのもちょっと、金銭的につらいんで。だから、あの、日本語は、私が教えると。ただし、彼女の母国語はフランス語になるって決めたんですよ。もう覚悟を決めたんですよ。で、あの、勉強はこちらのものにのっかってやるべきだなと。だから、日本語は将来的に会話に不自由しないように。で、欲を言えば、日本の文学ぐらい、本をね、自分で読んで、楽しめるようになってほしい。それは、それを目指して、日本語を教える。で、まあ1ヵ月日本に住んで、ま、うちの両親が協力するよって言うてくれてるんですよ。まあ、今のところは、やっぱり私達の負担も大きいですし、金銭的に。あと、やっぱり主人が1ヵ月は、こちらでの生活があるから、大変だなと。かといってこの子1人だけ送るかっていうと、今度親子の生活はどうなるんだってことが。

Uさんには、後述するミミさんのように、ケベックから2時間半かけてモンリオールまで通う人の存在が身近にいない。また、夫と多重言語教育関係の書籍を読み漁り、6、7歳の社会的言語が重要であるという結論に夫婦で達した。夫婦の会話は英語であるが、娘は英語の学校には行くことができないという。現在、娘の「話し言葉」は、90%が日本語、10%はフランス語であるという。夫は、エスニック文化にはもともと興味があり、日本人が書いた本でも英訳されたものであれば、読んでいて、妻の子どもへの日本語教育にも理解があるようだ。だが、夫の勤務が、金、土、日であるため、土曜日にある補習校への送り迎えは望めないということである。日本の両親は協力的で、NHKの番組をビデオに収録して定期的に郵送したり、電話をしたり、お礼に娘に手紙を書かせたりすることで孫娘の日本語維持に協力しているという。インタビューの中で、1ヵ月間日本で暮らしたいという希望も現在のところ実現していないが「10歳までに1回はできると」よいという希望を抱いている。

インタビューの間、同じテーブルで娘さんは絵を描いたり、遊んでいたが、大人しくしてお行儀がよく、見知らぬ大人との会話に積極的に入ることはなかった。こちらから質問すると、はにかんだままであった。まだ就学期に達していないことから、母子の密着度は高く、日本語は

強いようである。学校へいる時間が、家庭にいる時間よりも長くなればなるほど日本語の維持は難しくなると予想される。フランス語系の学校に娘が通うようになれば、フランス語の宿題等は、夫が手伝うことになるであろう。Uさんは、孤立しているように見えるが、インターネット上にブログを立ち上げ、ネット上で会話をしているようだ。ブログのアドレスは教えていただけなかった。IT技術の進歩は、遠隔地にいても、アイデンティティの維持やエスニック・リテンションを容易にし、異文化で暮らさなければならない人々にとっては、精神的な安定を得る手段でもあり、情報を、母国語で得ることができる手段ともなっているようであった。乳幼児を抱えての母娘の移動が困難を伴うことは、容易に想像がつく。モンリオールに暮らしているながら、日本語センターにもアクセスしないのは、「日本語は私だけで大丈夫」というポリシーの日本人配偶者の典型例であるといえよう。

Uさんは、娘の母国語はフランス語になると決めながら、日本語の文学を日本語で読んで欲しいという矛盾した要求をもつ。インタビューの後半では「日本語の教育をしっかりと」と決めたと答えた。その理由は「例えば、私がまだ若くて、ここにいたい、日本に帰るかって考えもしてみたんですよ。今後の事を考えた時に。日本もいいたろうなと思って」ということであった。しかし、この答えの直後に「やっぱり、楽ですね、私は。生活が安定しているから。逆に私は日本に帰ったら、職探しから始まって、住むところ見つけて、そういうストレスとかも」という。カナダで職を探すことには語学というハンディがあるように思うが、日本で職を探すことは、日本人で日本語が使えるぶん楽なのではという問いかけには、「今多分仕事をしなくてもやっていける基盤を（カナダ人の夫が）ちゃんとつくってくれたからっていうのがある」と答えた。

インタビューを通して、Uさんの答えには一貫性がなく、揺れ続けた印象を持った。夫婦の会話は英語、母子間ではインタビュー時点においては圧倒的に日本語が強いが、娘がフランス語系の学校に通い、弟も同じように学齢期に達すると、子どもたちと母親の意思疎通はフランス語になる可能性が高い。しかし、Uさんは、PCを利用してネットワークを形成しているとはいえ、地域社会でのネットワークが希薄である。さらに、夫婦間では常時フランス語で会話をする必要はない。この場合、日本人母親がかなり努力をしてフランス語を身につけない限り、母子間の意思疎通が将来的に困難になることが予想される。文学を日本語で読んで欲しいという希望があるUさん自身は日本語の教育のほうに熱心であるようだった。周囲に日本語を話す（フランス語でもほぼ同様の状況であるようであった）同年齢の友達がいないう娘の語彙は母親との会話だけであれば、かなり限定的なものになるのではないかと危惧されるケースである。夫が英語系カナディアンであるとはいえ、週に3日は家にいることのできる特殊な勤務体系の夫である。週に3日夫が自宅にいながら、さらに、娘の母語はフランス語になると決めながらも、母親による娘の「話し言葉」の評価は90%日本語、10%フランス語である。客観的に判断できないために留保が必要であるが、学齢期に達すると母親の日本語よりも、父親の英語よりも、さらに多くの友人とのフランス語での会話が増えていく。近い将来、90%フランス語、

10%日本語と比率が逆転する可能性が非常に高いのではないかと考えられる。

2. モントリオール日本語補習校の日本人保護者

2. 1. 参与観察

モントリオール日本語補習校では、2005年3月19日終業式と卒業式の前に、保護者をまじえての授業があり、被調査者では唯一のカナダ人女性と国際結婚をしている日本人男性Yさんの息子さんがいるクラスに参加させていただいた。保護者は、Yさん、日本人駐在員の日本人夫婦、国際結婚をしている日本人女性、さらにその配偶者であるカナダ人父親の姿もあった。

授業は、子どもたちがつくるクイズ形式の質問に対し、保護者が答えるというかたちで進んだ。あらかじめ子どもたちはグループ分けされており、前回の授業の宿題としてそれぞれのグループが出し物を考えてきているようであった。紙に書いてきた「ご挨拶」を読み上げる場面では、挨拶文の文章を作成する宿題を、日本人の親がサポートしている様子が見えかけた。大人を巻き込むことによって実際に言葉を使用しコミュニケーションを促進し、よりフォーマルな場での日本語の使い方を子どもたちに学習させるねらいがあったように思われる。参加した保護者が子どもたちのクイズに答えると、子どもたちが感謝の言葉（日本語）を書いてつくったメダルのようなものを参加賞としてプレゼントしていた。特に印象的であったのは、子どもたちからの日本語の質問に対して、非日本人配偶者である父親も日本語で答えていたことである。

嘉納がすでに指摘しているようにエスニック文化継承に肯定的な親の、直接的な協力が日本語補習校への「授業参加」という形で実現している。これはモントリオールという、フランス語というエスニック文化の保持を、英語に対して政策的におこなっている地域に特徴的にみられる傾向なのか、トロントのように、英語がマジョリティ言語であり、フランス語、日本語は子どもにマイノリティ・エスニック言語とされる地域とは異なるのか、今後検証の必要性があると思われる。単なる車での送迎に協力的であるばかりでなく、日本語による授業に参加する非日本人配偶者である父親の姿が、観察できたことは今後の比較検討に値するであろう。

2. 2. 海外子女の母親

3つの駐在員家庭の母親は全員40代前半で、1960年代前半出生コーホートは、86年の男女雇用機会均等法施行前に就職活動をしなくてはならなかったという特徴をもつ。3人の母親の子どもは全員、補習校の学年でいう小学校5年生が長子で、長男が1人、長女が2人であった。きょうだいは、次女2人（7歳、8歳）、次男1人（7歳）で、全員ともに日本語補習校に通い、普段は現地校に通っている。偶然共通点の多い、3人がインタビューの被調査者として協力をして下さったが、同コーホートで、子どもたちもきょうだいを含め同じコーホートに属していながら、その経験は三者三様であった。

ケースJJ-1：日本と北米を往来しながら移動するケース

40代前半の酒井葉子さん（仮名）は、大卒で1990年代なかばに結婚した。海外経験をはじめたのは30代に入ってからである。長女（10歳）は日本で生まれたが、5ヵ月のときにアメリカへ、次女はアメリカで生まれている。アメリカ滞在は長女が小学校へ入る直前まで続いた。3年ほど日本で過ごしたあと、母親が40代に入ると再びカナダの生活が始まっている。この間に、長女は英語を忘れてしまったようだ。現在、英語系の学校に姉妹は通っているが、毎日1時間はフランス語の授業があるという。姉妹間の言語は日本語と英語が半々になってきている。この傾向に対し、日本人の父親は「日本に帰国したら日本語話すんだから、こっちにいるぶんにはいいんじゃないかと甘い」ので、母親としては日本語で話すように促しているという。2004年の夏、2年ぶりに日本へ一時帰国をした。長女は補習校の小学校5年で、日本語や漢字が難しくなり、宿題も増える。同時に現地校の宿題も増えるので、両立できているかという質問に、「現地校の宿題は結構ほったらかしているところもあるんです」と、帰国することが前提であることがうかがえる。海外の駐在が決まると3年ぐらゐの海外生活であり、その後、帰国するという気持ちがある。補習校の宿題では「いかにも～」という日本語の表現のニュアンスがわからなかったことから「もっと厳しくしなければ」と思うことが多くなっている。

ケースJJ-2：帰国の目途がたないケース

短大を出て幼稚園教諭をしていた矢田亜季子（仮名）さんは、1990年代なかばに結婚し、25歳から夫の仕事でアメリカに、30代後半からはカナダで過ごしている。JJ-1の酒井さんは、3年間日本に帰国しているが、矢田さんは、結婚してから夫の海外赴任が続き、北米を転々としている。赴任先がどこになるかも、いつ日本に帰ることになるかという予定も立たないという。「結婚式の次からもうずっと海外」が約15年続いている。

長女はロサンゼルスにある日本語の幼稚園に通った。しかし、2歳半のときにアトランタへ移動になり、英語に行き詰ったと母親は語る。長女は英語よりも日本語が強く、ロサンゼルスでの日本語幼稚園の経験が大きかったのではないかという。アメリカ生まれの次女は英語のほうが日本語よりも強い。現在、モンリオールの英語系の現地校に通っているが、実際に学校のカリキュラムは、英語とフランス語は半々の割合で行われている。そのため、長女が小4になったころ週に1回フランス語については家庭教師に来てもらって宿題などのケアをしてもらっている。その際、妹も一緒にフランス語の勉強をしているという。長女の英語はグレード1から伸び始め、いまではブック・レポートなど英語で書いている。

長女も次女もアメリカで生まれており、日本人夫婦の子どもでありながら、国籍選択問題がでてくるケースである。国籍については「子ども（の意見）を尊重する」という。

ケースJJ-3：月末に帰国予定のケース

黒木ひとみ（仮名）さんは、1990年代前半に結婚し、35歳ごろからカナダに夫の仕事の都合で来ている。息子二人は日本で生まれたが、長男は3歳半からカナダに来た。日本語センターに通わせ、友達をつくり、4歳から5歳はプレスクールに通わせたという。兄弟は学区の一番近い英語系の公立学校に通っているがフレンチ・イマージョンも行われている。昨年までフラ

ンス語のチューターを週1回依頼していたが、今年からはしていないということであった。6から7年のカナダ滞在後、インタビューをした2005年3月末に名古屋に帰国するそうだ。フランス語や英語を日本でも維持したいという気持ちがあるが、帰国子女枠のある学校に年齢制限があるため、同じ学校に兄弟が通えないという状況があるようだ。日本人しかいない教室に適應できるかどうか、母親は心配している。

JJ1からJJ3の考察

日本人駐在員家族のJJ1からJJ3のケースを考察すると、日本人の母親は、全員、結婚後に海外を経験しており、配偶者である日本人夫の仕事の都合で北米にきている。海外での職歴は、1年ほど補助教員をした経験をもつ方1人のみで、基本的には主婦である。1990年代に入るとサラリーマン妻の専業主婦率は50%を切るようになる。しかし、海外で子育てをしながら、キャリアを継続していこうとするのは容易ではないことがうかがえる。JJ-3のように、結婚前に特に海外経験がなく、30代半ばで海外生活が始まり、平日は夫の助けも借りられないなか、しかもフランス語圏であるというのは、心細かったのではないだろうか。国際結婚家庭の子どものみならず、日本人駐在員の家庭でも、学齢期に達するまでの子どもを持つ場合、日本語センターは情報収集や、人脈づくりに重要な役割を果たしていることがわかる。日本の教育に子どもたちが上手く順応するかどうか心配をしているが、帰国する先が名古屋である。愛知県はブラジル日系をはじめ、外国籍児童の多いエリアである。公立では「日本人しかいない教室」のほうが、むしろ珍しいのではないだろうか。

海外赴任は3年ぐらいという予測をたてても、実際には6から7年と長期化する傾向があるようだ。さらに、JJ-2のケースのように、いつ帰国するかさえも目途が立たないなど、帰国するメドがたたない海外子女が増加していると考えられる。

また、日本語の保持については、両親が日本人であるという家庭環境でも「いかにも～」という表現のニュアンスがわからなくなるなど、海外滞在の長期化に伴い、日本を離れている子どもたちにとって、小学校高学年になるとニュアンスを含んだ日本語の言い回しの理解が難しくなるということがわかる。帰国することが予期できるJJ-1の場合、現地校の宿題よりも、日本語補習校の宿題の方を重視している。しかし、次女の場合、アメリカ生まれであり、帰国するタイミングによっては、日本生活への適応障害が予想される。

国際結婚家庭の子どもたち増加に対する意見は、周囲に、国際結婚家庭の日本人母親が多くいたためか、聞き出すことができなかった。

2. 3. 国際結婚家庭の日本人配偶者

2. 3. 1. 日本人母親

(1) 男女雇用機会均等法施行前グループ

1960から64年出生コーホートで、2005年調査時40歳代前半のグループは4人であり、3人はフレンチ・カナディアンで、1名はムスリム系カナディアンである。インタビュー日

時は全員異なるが、4人とも明確なビジョンの持ち主であった。ムスリム系カナディアンの方をもつ女性については、子どもに対するエスニック・リテンションが日本語のみならず、ムスリムとしてのアイデンティティ、さらには夫の出身国の文化のリテンションと複雑になるため、本稿での分析からは除き、フレンチ・カナディアンの夫をもつ3人に考察を絞ることとする。フェース・シートには記入して頂いたが、インタビュー時間がほとんどとれなかった40歳代後半の女性も本稿の調査から除外した。

短卒後、会社勤務しながら専門学校へ通った経験のあるミミ（仮名）さんは、29歳ごろカナダへ、30歳からカナダの大学へ通い、そのころに結婚、出産。現在は「9時5時の仕事」に平日は従事している。小学校3年生の長男と、小学校2年の長女がいる。

Mさんは、日本の大卒後、日本で就職した。1990年代前半に30歳前半カナダで結婚し出産をしている。長男は10歳、7歳になる長女は2005年4月から日本語補習校の1年生に通うという。

日本の大学では中国語を専攻していたさゆり（仮名）さんは、大卒後「サラリーマン」生活を日本で送り、20歳代半ばにさしかかったところでイギリスへ語学留学、のちアメリカのボストンでMBA取得している。このときに知り合ったパートナーと結婚。その後4年間は日本で暮らし、日本で長女を出産している。パートナーが、日本人の「排他的ふるまい」に嫌気がさしたため、カナダへ移住する。MBA取得後のキャリア欄には「サラリーマン」と記入しているので、仕事上の言語を聞くと、英語を使用していたと答えた。移住先のカナダに落ち着いた30歳代後半自らの会社を営んでいる。英語圏の大学あるいは大学院を修了した女性はキャリアを継続している。特にさゆりさんは、均等法施行前の女性のキャリア継続の志向が、海外の大学あるいは大学院を目指すごとに強まっていった典型的な例であるといえよう。10歳の長女がいる。

全員同じ年齢の第1子がおおり、一人は娘のみであるが、2人は長男・長女の組み合わせである。

(2) 男女雇用機会均等法第1世代

1965年から1969年出生コーホートは、2005年インタビュー当時30歳代後半のグループも3人で、配偶者は、イタリア系カナダ人、アメリカ人、フレンチ系カナダ人とそれぞれ異なる。

セイコ（仮名）さんは、短大を卒業後、日本で就職し、カナダにきたのは1991年であった。1991年ごろはそれほど国際結婚の子どもは多くなく、1995年生まれの子どもから多くなったという。本人は1996年29歳で一人娘（インタビュー時10歳）を出産している。他の二人は、ともに長女が8歳、次女が2歳と姉妹どうしで、この世代の子どもは偶然にも全員女の子である。

北村京子（仮名）さんは、日本の大学を出て、日本で就職をし、29歳ごろアメリカの大学院へ入った。そこでアメリカ人の配偶者と知り合っている。30歳代前半で結婚、出産をしている。長女は8歳、次女は2歳半である。

寺山みこ（仮名）さんは、大学時代にカナダに留学した経験があり、再び20歳代半ばでカナダにボランティアをし、そこで結婚。20歳代後半で出産を経験している。9時—5時で会社に

勤めている。全員日本で会社勤めの経験があるが、このグループで結婚後も仕事を続けているのは、彼女だけであった。長女は8歳、2歳の次女はデイ・ケアに通っている。

2. 3. 2. 日本人父親

日本語補習校に、息子を通わせる唯一の日本人男性Yさんは、1950年生まれで職業は画家である。Yさんによると、補習校の名簿によると、もう一人日本人父親の国際結婚カップルがいるようだが、その日本人父親には「運動会やその他で」会ったことがないという。アイルランド系のカナディアンであるパートナーは弁護士をしている。カセット・テープを回さなかった終業式で、パートナーの方ともお会いし数分立ち話をする機会を得た。なぜ日本人男性をパートナーに選んだのかという質問に、「お金を相手も持っているかどうかなど、私の結婚の条件に入っていなかった。お金は私が稼いでいるから。日本人だからではない、彼だったから結婚したの」と言われた。Yさんは、30歳のときに画家になるためにパリへ渡る。パンやケーキを焼くことで生計をたてていただけあって、料理も育児も、子どもの勉強もそして日本語も「完璧にぼくが見ている」と答えた。

子どもは息子二人で、長男は1996年生まれ、次男は2001年生まれである。

2. 3. 3. 被調査者の属性に関する若干の考察

コバヤシが指摘したような、1990年代の日本人女性移民は、社会的・経済的背景がやや下がるという観察は、モンリオール日本語補習校に通わせる国際結婚家庭には当てはまらないようだ。自らがワーキング・ホリデーでカナダに来たかどうかには、直接言及されなかったが、インタビューを通してワーキング・ホリデーの増加と、国際結婚の増加との関連があることに複数の被調査者が言及した。1990年代に結婚した、2005年時点での30歳代後半と40歳代前半という二つのコーホートの属性に、相違はほとんどない。なぜ相違があまりなかったかについては、インタビューの具体的な記述を通して後ほど明確にしたい。また、被調査者の中で唯一の日本人男性であるYさんは、2人の息子をもつ。1985年以前であれば、日本人父親の国籍が自動的に付与されていたケースだけに、国籍選択についての質問に対する回答は、興味深いものであった。

以下、ケース別ではなく、トピック別に、記述をまとめ、若干の考察を加えていく。

(前編おわり。次号に続く。)

参考文献

和文

安倍晋三 (2006) 『美しい国へ』 文春新書

江川英文、山田鎌一、早田芳郎 (1997) 『国籍法第3版』 有斐閣

グッドマン、ロジャー (1992) 『帰国子女—新しい特権層の出現』 岩波書店

グッドマン、ロジャー (2003) 『帰国子女』 論争—過去40年間の概観』 206-223 岩崎信彦、ケリ・ピーチ、

- 宮島喬、ロジャー・グッドマン、油井清光編『海外における日本人、日本のなかの外国人—グローバルな移民流動とエスノスケープ』昭和堂
- 法務省入国管理局（2005）『出入国管理平成17年度版』
- 伊藤るり（1996）「もう一つの国際労働力移動—再生産労働の越国境的移転と日本の女性移住者」243-271
伊豫谷登士翁、杉原達編著『日本社会と移民 講座外国人定住問題 第1巻』明石書店
- 伊豫谷登士翁編（2001）伊豫谷登士翁編『経済のグローバリゼーションとジェンダー』明石書店
- 植木武、村上征勝、岸野洋久（1991）「新国籍法下における国際児の意識調査—1次調査を終えて—」131-146
『共立女子短期大学生生活科学紀要』34
- 嘉本伊都子（2001）『国際結婚の誕生—〈文明国日本〉への道』新曜社
- 嘉本伊都子（2006）「国際結婚と戦後日本社会」184-203、加茂直樹、小波秀雄、初瀬龍平編著『現代社会論—当面する課題—』世界思想社
- 嘉納もも（2003）「多文化家庭におけるエスニック文化の継承：カナダ・トロント市の5つのケースから」87-106『多言語多文化研究』第9巻
- 嘉納もも、嘉本伊都子（2006）「トロント日系コミュニティにおけるエスニック文化継承：『池端ナーサリー』の位置づけ」109-123『現代社会研究』（京都女子大学現代社会学部紀要）第8号
- コバヤシ、オードリー（2003）山本祥子訳「ジェンダー問題〈切り抜け〉としての移民—日本人女性のカナダ新移住—」224-238 岩崎信彦、ケリ・ピーチ、宮島喬、ロジャー・グッドマン、油井清光編『海外における日本人、日本のなかの外国人—グローバルな移民流動とエスノスケープ』昭和堂
- 国際結婚を考える会（1991）『二重国籍』時事通信社
- 久場嬉子（1994）「移民と女性労働」201-223 森田桐郎編著『国際労働移動と外国人労働者』同文館
- マーフィ重松ステーブ（2002）『アメラジアンの子供たち—知られざるマイノリティ問題』集英社新書
- ミース、マリア 奥田暁子訳（1986=1997）『国際分業と女性 進行する主婦化』日本経済評論社
- 宮島喬（1999）『文化と不平等』有斐閣
- 文部科学省編（2006）『文部科学白書（平成17年度）』
- 夏目幸子（2005）『日仏カップル事情—日本女性はなぜモテる？』光文社
- 二宮正人（1983）『国籍法における男女平等：比較法的一考察』有斐閣
- 小ヶ谷千穂著（2001）「国際労働移動とジェンダー—アジアにおける移住家事労働者の組織活動をめぐって—」121-147 梶田孝道編著『講座・社会変動 第7巻 国際化とアイデンティティ』ミネルヴァ書房
- 奥田安弘『家族と国籍 国際化の進むなかで（補訂版）』有斐閣
- 奥田安弘『国籍法と国際親子法』有斐閣
- ルナン、エルネスト、鶴飼哲訳「国民とは何か」（1882年の講演）42-64、ルナン、エルネスト他著（1997）『国民とは何か』河出書房新社
- 実方正雄（1932）「婚姻と妻の国籍（一）」『法學協會雑誌』49-8
- 実方正雄（1932）「婚姻と妻の国籍（二）」『法學協會雑誌』49-9
- 実方正雄（1932）「婚姻と妻の国籍（三）」『法學協會雑誌』50-5
- 佐藤郡衛（2001）『国際理解教育 多文化共生社会の学校づくり』明石書店
- 関陽子（2001）『国際結婚〈危険な話し〉』洋泉社
- 関口知子（2003）『在日日系ブラジル人の子どもたち 異文化間に育つ子どものアイデンティティ形成』明石書店
- スタブス幸枝（1986）「娘とは日本語で」176-181 国際結婚を考える会『素顔の国際結婚』ジャパンタイムズ
- スタブス幸枝（1990）「乗り越えることのできない言葉のちがひ」126-131 国際結婚を考える会『楽しくやろう国際結婚』明石書店
- 鈴木一代（1992）「国際家族に異文化適応・文化的アイデンティティに関する研究方法についての一考察」『東和大学紀要』18、99-112
- 鈴木一代（1993）「国際児の文化的アイデンティティ形成についての事例的研究」『東和大学紀要』19、123-136

- 鈴木一代 (1994) 国際家族の子どもの教育についての考え方『東和大学紀要』20、183-194
- 鈴木一代 (1995) 「国際家族の子どもの教育についての考え方—父親の場合について」『東和大学紀要』21、183-198
- 鈴木一代 (1996) 「日本—インドネシア国際児の日本語習得と言語・文化的環境についての一考察」『東和大学紀要』22、127-139
- 鈴木一代 (1997) 「日系インドネシア人の文化・言語習得—居住地との関連性について」『東和大学紀要』23、115-130
- 鈴木一代 (1998) 「国際児の学校選択と言語習得—日本—インドネシア国際家族、ドイツ語圏—インドネシア国際家族、英語圏—インドネシア国際家族の比較」『東和大学紀要』24、209-222
- 鈴木一代 (1999) 「国際児の文化的アイデンティティ—多文化環境のなかでの発達」『東和大学紀要』25、205-213
- 鈴木一代 (2000) 「国際結婚女性の再社会化についての研究—バリ島の日本人、ドイツ語圏出身者、英語圏出身者」『東和大学紀要』26、189-198
- 鈴木一代 (2001) 「日本—インドネシア国際児の言語・文化習得についての一考察」『埼玉学園大学紀要』1、人間学部編、1-11
- 鈴木一代 (2003) 「国際結婚者の国籍変更と文化的アイデンティティ」『埼玉学園大学紀要』3、人間学部編、1-12
- 鈴木一代 (2004) 「国際児の文化的アイデンティティ形成をめぐる研究の課題」『埼玉学園大学紀要』4、人間学部編、15-24、
- 鈴木一代 (2004) 「特定課題研究・『国際児』の文化的アイデンティティ形成—インドネシアの日系国際児の事例を中心に (特集 越境のもたらすもの)」『異文化間教育』19、42-53
- 竹田美和 (2004) 「国際結婚から生まれた子どもの国籍選択とその影響要因—国際結婚を考える会の場合—」『日本家政学会誌』3-12
- 竹ノ下弘久 (2003) 「『国際結婚』家族におけるジェンダーとエスニシティの二重の非対称性—育児とサポートネットワークに注目して」『家族研究年報』2-13
- 溜池良夫 (1952) 「妻の国籍について」『法学論叢』(京都大学) 58-1、41-69
- 植木武、村上征勝、岸野洋久 (1991) 「新国籍法下における国際児の意識調査—1次調査を終えて—」『共立女子多短期大学生生活科学紀要』34、131-146
- 山本雅代 (1991) 『バイリンガル (2言語使用者)』、大修館書店 (初版1991、再版1999)
- 山本雅代 (1999) 『バイリンガルの世界』、大修館書店
- 山本雅代 (2003) 『バイリンガルはどのようにして言語を習得するのか』、明石書店
- 英文
- Cottrell, Ann Baker (2002) “Educational and Occupation Choices of American Adult Third Culture Kids” 229-253 In Ender, Morten G. (Ed) *Military Brats and Other Global Nomads*, Praeger: London
- Goodman, Roger (2003) “The changing perception and status Japan’s returnee children” In Goodman, Roger, Peach, Ceri, Takenaka, Ayumi, and White, Paul (Ed) *Global Japan: The Experience of Japan’s New Immigrant and Overseas Communities*, Routledge Curzon
- Kano Podolsky, Momo (2004) “Cross-cultural upbringing: A comparison of the “Third Culture Kids” framework and Kaigai/Kikoku-shijo studies” 67~78 『現代社会研究』(京都女子大学現代社会学部紀要) 第6号
- Kingston, Jeff (2004) *Japan’s Quiet Transformation: Social Change and Civil Society in the Twenty-first Century*, Routledge Curzon
- Kobayashi, Audery (2002) “Migration as a Negotiation of Gender: Recent Japanese Immigrant Women in Canada.” 205-220 In Hirabayashi, A. Kimura-Yano, and J.A. Hirabayashi (Eds.), *New Worlds, New Lives: Globalization and People of Japanese Descent in the Americas and From Latin America in Japan* (Asian America), Stanford. Stanford University Press.
- Pollock, David and Van Reken, Ruth (1999) *The Third Culture Kid Experience: Growing Up Among Worlds*. Maine: Intercultural Press.

- Sekiguchi, Tomoko (2002) "Nikkei Brazilians in Japan: The Ideology and symbolic context faced by children of this new ethnic minority." 197 – 222 In Donahue, R.T. (Ed), *Exploring Japaneseness: On Japanese Enactments of Culture and Consciousness*. Westport: Ablex
- Van Reken Ruth & Paulette Bethel (2006) "Third Culture Kids: Prototypes for Understanding Other Cross Cultural Kids." *Intercultural Management Quarterly* 6 (3) p 3.